

芝浦製作所爭議顛末報告

吾が芝浦製作所従業員が、去る七月拾一日遂に同盟罷工を執行せざるを得ない立場となつたことは、第壹回、貳回の聲明書にハッキリと其實を知らせることと思ふが尙詳細に爭議の顛末を報告して諸君の諒解を乞ふ次第である。

去る七月八日芝浦製作所は書留速達郵便を以て、吾々同志拾八名を突然逮捕し、失業、生活不安の黒く渦巻く街頭に投出して仕舞たのである。其解雇の理由たる「業務上の都合」と云ふ通り一片の口實を以て、其れ以上いかに追窮すれども説明の限りにあらずと辯明するのみである。要するに會社の解雇の理由たる「説明の出来ざる理由」即ち公然と發表し得ざる理由、そこに會社の暴虐と、無道と、罪惡の事實の根柢が潜在しつゝあるのである。

芝浦製作所は、現在鶴見には一大新工場を増築し、業務の擴張、職工の募集、尙且高率なる株主配當をなしつゝあるのである。これに依て見ても、今回の解雇の理由が「業務都合上」とは實に言語道斷と言ふべきである。會社は明かに此際鶴見移轉を好機として、吾々の生活擁護の唯一機關たる、吾々芝浦労働組合の撲滅を謀り、組合の精銳分子を掃蕩し、高給者を薄給者に換へ、より一層我等を生活不安のどん底へ放逐せんと目論んだのである。——此會社の暴虐無道の挑戦に對し、若しも我々が從來の如く隱忍してゐたならば、彼等の彈壓と擄取は、より一層吾等の頭上に落下し、吾等の前途が如何に悲惨を極めるかは火を見るよりも明らかなのである。ここに於て、吾々全従業員は、同志の爲、吾々生活擁護のため、決然起ざるを得なかつたのである。

七月八日、午後七時、敵首の報一たび本部に傳はるや、直ちに委員有志は、全會員に急を告ぐるべく、徹夜して準備し、翌朝會社門前に於て、全従業員に激を飛ばし、中央委員全部速刻外出、ここに緊急中央委員會を開きて對抗策を協議し、正午休憩時間に職工大會を開くことを決議したのである。正午會社内に全従業員大會を開催、司會者金田氏、開會を宣し、大會の決議を以て代表者五名を選び、今回の不當解雇を詰問し、其復職を逼つたのである。然るに工人課長代理は、集團的威力を恐れ解散せぬ以上交渉委員と面會せぬと拒む、然し大勢は已に動かし難く、たれ一人退く者なし、演説は續けられ、引いては示威運動の行進は堂々と行れ、遂にやむなく會社側より折れて交渉委員と會見す。時に四時半、當日一齊に定時間終業、直ちに芝浦月見樓に於て、交渉委員の報告演説會を開催す、場の内外従業員を以て埋まり、司會者起て開會を宣し、報告に入るや、突然貳階階落し解散の止むなきに至る、それより同所に於て有志並に中央委員會を開く。

七月拾一日一同出勤、全従業員は、第壹廻轉機工場に集合、演説會を開き、今後の対策を協議す。一方交渉委員は再び會社責任者に面會を求め、工人課長代理に面會したれども要領を得ず、依て社長に面會を求め、然るに社長不在のため直ちに會見することを得ず、同日午後四時頃に至り、明十一日午前十時頃社長自から交渉委員に面談することを申込み来る。

同日協同會館に於て大會を開く筈なりしも、會場の都合上、工場内に於て大會を正式に開く。滿場一致を以て「我等は要求の貫徹するまで最後まで戦ふ」ことを決議し、實行委員の選出、今後の運動方法を協議す。七月拾壹日、本日も昨日と同様「骨機工場」に集合し會社社長の見舞を待つ、連日の雨晴れたれば一同列を組んで骨機工場を繰出して全工場を一周し大示威運動をなす。時に午後十時……交渉委員社長に會見す、交渉二時間に渡りて終る。

社長の解答たるや實に無誠意にして何等考慮の余地無しとの一言を以てはねつけ、あまつさへ骨機工場に集合せる以上、斷然たる態度を取り、追加減首者云々の威嚇的言辭を弄して、我等が要求は一蹴されてしまつたのである。

交渉委員は直ちに此旨實行委員會に告ぐ。實行委員會は最早交渉の余地なしと認め、遂時退場を決議す、直

此の強固なる團結に恐怖せる會社は最後の悲鳴をあげて逆襲し來たつたのである。「出勤通知狀」は我等の一人一人に送られ、我等の結束を切崩さんとしたのである。我等の結束は勿論かくの如き一片の紙片に依て動搖するものでない。

我等は元より要求貫徹のためのみ戦つて來たのである。そこに妥協も協議もない。最後の勝利を期すことに於ては尙最初の決闘に負くものでない。それと同時に我等は元より平和を望むものである。敢て紛擾を好み、抗争を是とするものでない。一日も早く事件の解決を望み、それに努力を惜むものではない。然し乍ら會社が責任を迴避し尙暴虐なる手段を以て我等に挑戦するならば我等は之に對し徹底的抗争を至當とする。されど目下社會の大勢と、爭議團内部の狀態と、我々のお互ひの眞實の氣持を相察する時そこに我等として眞重に考慮すべき一致点を見出したのである。犠牲者の救済、組合の將來の爲亦現實の我等の經濟的立場から、爭議が長引いて、果して我等に有利であるか否やを、お互ひに眞心に考慮しなければ、ならなくなつたのである。我等の力は持久戦に耐へ得る力があつたであらう。我等に力がないとは絶対に云ひ得ない。我等には力がある。我等の力は絶対無限である。我等が最後まで戦つたなら、或は必ず勝つであらう。而し我等が勝たなくても、その時には我等はあまりにつかれ、あまりに傷つき、十を得んとして百を失ふか、再び奮に復することさへ出来なないかも知れない。而し吾等は勞資の階級戦線の前には何物も犠牲にすることを恐れない、吾等が終局の目的に到達する迄はあらゆる犠牲と努力を惜むものでない。唯吾等は勞働爭議は他く迄も、勞働爭議として解決を望むものである。

七月廿一日交渉委員六名は午後三時より社長に會見し、夜拾壹時半まで八時間の長時間を費して交渉を続け、遂に左の妥協案を編めて事件の解決を進めた。

翌朝全員直ちに本部に集合、交渉委員より報告あり、之に對する態度を全従業員に無記名投票を以て謀る。實行委員は各分區の投票を報告して實行委員會に呈し、絶対多数は最後まで戦ふことを主張す。然し乍ら過去に於ける爭議の實證と、實際に於ける戰術に於て、事態に及びし時、これ以上持久戦は不利なりとの意見續出し遂に實行委員會は爭議打ち切りを、決議す。此旨直ちに大會に謀る。従業員元より之、満足すべきものではない。熱狂せる従業員は容易に打ち切りを聞入れず、實行委員の「まじきものであつた。而し眞實に當時の事情をよく洞察し、吾等の立場を考へた時一先づ此妥協案に依て爭議を打ち切るが得策なり」と覺り、此處に全従業員は涙を吞んで爭議を打ち切り、三時……列を組んで本部に會入、入場式を行ふこととなつた。犠牲者の袂別の辭終り、直ちに工場、骨機工場に集合、此處、ス、ライヤ、打切、と、骨機工場に散式を行ひ、萬歳を三唱して散會、かくして十幾日かの爭議も茲に結末を告げたのである。

覺書

- 要求一 今回ノ被解雇者ノ復職
- 答 容認シ難シ 但シ十八名ニ對シ制裁ノ給與(原雇手當動機手當退職金等)ノ外金等百圓ツツテ贈與ス
- 要求二 八時間制ノ實施
- 答 既ニ研究中ナレドモ現時ナチ考慮ス
- 要求三 今後絕對ニ不當解雇ヲセザルコト
- 答 重ク(今回ノ十八名ニ對シ)解雇ノ原因ヲ出サズ
- 要求四 今回ノ爭議ニ對シ絕對ニ犧牲者ヲ出サズ
- 答 明日ヨリ就業セム以上犠牲者ヲ出サズ
- 要求五 今回ノ罷業中ノ日給ヲ支給スルコト
- 答 支給シ難シ但シ罷業中ノ十日ノ内日給ニ對シ日給同額ノ手當ヲ支給ス
- 要求六 今回ノ爭議中ニ於ケル被解雇者ヲ取消スコト
- 答 取消シ難シ但シ八名ニ對シ特ニ恩賜金ヲ支給シ外ニ金八百圓出シ難シ